

下教政 第294号  
令和6年(2024年)3月28日

下関市監査委員 今井弘文様  
同 秋森和也様  
同 木本暢一様  
同 田中義一様

下関市教育委員会  
教育長 磯部芳規

定期監査の結果に対する措置について

令和6年(2024年)2月2日付け監査報告第3号により通知のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、通知いたします。

## 定期監査の結果に対する改善措置等の状況（報告書記載事項）

### 教育委員会 生涯学習課

#### [指摘事項]

- (1) 行政財産使用料（公民館施設使用料）の収入事務において、以下の事例が見受けられた。下関市債権管理条例等に基づき、適正に債権管理を行われたい。
- ア 滞納となっている債権があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかった。
  - イ 履行期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していなかった。
- (2) 前回監査の指摘事項に関連するものであるが、下関市子ども会連合会（以下「連合会」という。）が使用している青年の家多目的室の電気使用料について、実費の電気料金を算出する際に用いられる電気使用量を計るために連合会により子メータが設置されているが、前回監査の際、検定証印の有効期限が切れていることが判明したため新設されていた。今回監査にて当該子メータの有効期限を確認したところ、検定証印が見当たらず検定を受けたことを確認できなかった。計量法第16条第1項第2号の規定により、取引又は証明に使用する子メータは、指定検定機関が行う検定を受け、検定証印が付されたものを使用する必要があるが、所管課は取引に使用できない子メータを使用して電気料金を算出し請求していた。関係法令等に基づき適正に事務処理されたい。
- (3) 公民館使用料の減免に係る意思決定について、以下のような不備が見受けられた。適正に事務処理されたい。
- ア 決裁者の押印が漏れていたもの
  - イ 決裁日が未記入のもの
  - ウ 使用料等の額に誤りがあったもの

#### (改善措置状況)

- (1) 今回の指摘を受け、毎月「納付情報一覧」（財務会計システムから作成）を複数職員で確認するよう改善した。また、未納を確認した場合は、対象者に状況を確認の上、未納付の場合は、債権管理簿を作成し督促状を発送するとともに、督促状で指定する納付期限までに納付が確認できない場合は催告を行うよう改めた。今後は、適正な事務処理に努める。
- (2) 前回の指摘を受け、子メータの更新を実施したが、誤って計量法の未検定のメータを設置した。今回の監査において、再度指摘されたことから、令和5年12月に計量法による検定済みのメータへ更新した。

(3) 今回の指摘を受け、ア、イ、ウについては、令和6年1月分から複数職員で確認する体制とした。併せて、ウについては、令和6年1月分から生涯学習課受領後、室使用料、摘要欄に記載し、決裁時に確認できるよう改善した。

**教育委員会 中央図書館ほか6図書館**

[指摘事項]

(1) 行政財産の目的外使用許可に係る事務において、以下の不適切な取扱いが見受けられた。所要の措置を講じるとともに適正に事務処理されたい。

ア 建物の一部使用に係る行政財産使用許可に伴う使用料の算定について、当該建物の全部についての使用料の額に、当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額に当該額の100分の10に相当する金額を加算した額を使用料とすることとなっているが、当該額の100分の8に相当する金額を加算した額を使用料と算定していた。

イ 土地の使用に係る行政財産使用許可について、許可申請物件は電柱2本、支線柱1本、支線1本となっているが、支線が漏れて許可されていた。

(改善措置状況)

(1) ア 今回の指摘を受け、算定誤りにより過少に徴収していたことを直ちに行政財産使用許可申請者に通知し、差額の使用料を請求し、徴収した。今後は、使用料算定の際には、複数職員でチェックを行い、再発防止に努める。

イ 今回の指摘を受け、支線の許可漏れにより過少に徴収していたことを直ちに行政財産使用許可申請者に通知し、支線の使用料を請求し、徴収した。今後は、許可漏れや使用料の算定に相違がないよう複数職員でチェックを行い、再発防止に努める。

**教育委員会 美術館**

[指摘事項]

(1) 前回監査の意見に関連するが、必要があると認めるときは観覧料、特別観覧料及び使用料を徴収する時期を別に定めることができる旨を規定した下関市立美術館の観覧料等に関する規則第3条第4項の規定に基づき、平成23年5月1日に市長が決裁した文書により、特別観覧料の納入期限を「許可書の発行日から45日以内」とする旨を、また、使用料の納入期限を「施設使用の前日まで」とする旨を定め、運用している。しかしながら、同項に基づく別に定めることができる徴収時期は例外的な納期限であることから、改善措置報告により、納入通知書発行の伺いに理由を具体的に明記することとしたが、今回監査において、その理由は記載されていなかった。適正に事務処理されたい。

	<p>(改善措置状況)</p> <p>(1) この度の監査期間中に、改善措置報告のとおり事務処理がなされていないことが判明したので、判明後の令和5年12月5日以降の事務処理から、許可に係る伺い文において、納入期限の例外を認める理由をその都度明記するように改めた。今後は、決裁過程における管理職員による確認を徹底する。</p>
<p><b>教育委員会 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム</b></p>	
	<p>[意見]</p> <p>(1) 前々回及び前回監査の意見で、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム（以下「人類学ミュージアム」という。）の使用できる施設を条文で明らかにするよう検討を求めていたが、条例や規則の整備は進んでいなかった。土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例に人類学ミュージアムの施設及び設備を使用しようとする者は、下関市教育委員会の許可を受けなければならないことが規定され、同条例施行規則に施設等の使用者は、あらかじめ下関市教育委員会に使用許可申請書を提出しなければならないことが規定されているが、使用できる施設について条文はなく、使用許可申請書の様式に記載されているのみである。また、当該様式には使用できる施設として「弥生パーク（公園）、人類学ミュージアム、レクチャールーム」が記載されているが、人類学ミュージアムの施設が規定されていないことなどから、それぞれどこを示しているのか明らかでない。条文において明らかになるよう条例を整備されたい。</p>
	<p>(対応状況)</p> <p>(1) 現在の条例には、使用を許可する施設を説明する条文がないので、この施設名を条例に明記するか、あるいは別に所要の規定を設けるかなどについて、再度検討し、条文等の整備を行う。</p>

以上